

9 地域 FA 基盤強化支援金 交付要項  
(2016 年～2018 年度版)

**01. 趣 旨**

本要項は、9 地域 FA の事務局の充実を目的とした「9 地域 FA 基盤強化支援金」(以下「地域基盤強化支援金」という)を交付するため、必要な事項を定めるものである。

**02. 目 的**

「地域基盤強化支援金」は、組織運営に不可欠な事務局スタッフの質的/量的充実を達成することで、各 FA における資金調達や独自の活動への注力などを促進し、組織の自立した運営及び更なる発展を目的に交付するものである。

**03. 期 間**

本要項は 2016 年 1 月 1 日から 3 月 31 日、および 2016 年度から 2018 年度までの各年度における「地域基盤強化支援金」の交付について定める。なお、本支援金で示す「年度」とは、当該年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日を指すものとする。

**04. 支援金額/対象**

「地域基盤強化支援金」の対象となる協会運営関係管理費(以下、「管理費」という)は、9 地域 FA の事務局運営にかかる人件費・事務所費とし、「地域基盤強化支援金」の額は、対象となる管理費の総額を限度に、定額とする。また、各年度における「地域基盤強化支援金」の支援対象となる管理費は、当該年度の 4 月から翌年 3 月末までに発生し、支出されたものとする。なお、各年度における「地域基盤強化支援金」の金額、および対象となる経費の詳細については、別表ならびに説明資料のとおりとする。

**05. 申請・支払・報告手続き**

1) 申請

各年度における「地域基盤強化支援金」の申請にあたっては、「9 地域 FA 基盤強化支援金限度額」内の金額において、別に指定された締切日までに、「9 地域 FA 基盤強化支援金交付申請書」を提出するものとする。

2) 申請内容の審査・交付決定

申請書の提出を受けて、JFA はその内容を審査し、必要な場合はヒアリング調査等を行い、支援金充当内容、及び金額について決定する。また、JFA は「地域基盤強化支援金」の使用方法や配分割合等について、指導する場合がある。

3) 「地域基盤強化支援金」の支払

「地域基盤強化支援金」は、当該年度の 6 月末までに支払われるものとする。2016 年 1 月から 3 月の「地域基盤強化支援金」は 1 月中に支払われるものとする。

4) 実績報告

「地域基盤強化支援金」の支出にかかる実績報告は、説明資料に基づき期限内に提出されるものとする。

5) 実績の審査・最終金額の確定

実績報告書の提出を受けて、JFA はその内容を審査し、原則として、「地域基盤強化支援金」が交付された翌年の 5 月末までに支援金額の最終確定を行う。2016 年 1 月から 3 月分については、交付された年の 5 月末までに支援金額の最終確定を行う。申請時よりも対象管理費が縮小して「地域基盤強

化支援金」が予定どおり、また本要項に定めるとおりに支出されていないなどの場合は、JFAは「地域基盤強化支援金」を、交付決定額に対し減額して確定することがあり、その差額分を返金するものとする。また、実績報告書の提出遅れ等、本要項もしくは説明資料に規定する内容に反する事実があった場合、翌年度の「地域基盤強化支援金」の減額等を行うことがある。

#### **06. 計画の変更**

「9 地域 FA 基盤強化支援金交付申請書」に記載された内容を変更しようとするときは、事前に JFA に確認、申請書を再提出し、了承を得た上で、これを実行するものとする。

#### **07. 調査等**

各 9 地域 FA は、「地域基盤強化支援金」の交付の決定の内容(前号に基づき計画変更承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付された条件に従い、善良な管理者の注意をもって「地域基盤強化支援金」を管理しなければならない。JFA は、「地域基盤強化支援金」の執行の適正を期するために必要と認めるときは、各 FA もしくは各 FA が行う事業に協力する者に対し報告をさせ、またはその事務所等に立ち入り、帳簿書類等を調査し、もしくは関係者に対し質問することがある。

#### **08. 「地域基盤強化支援金」の経理**

各 9 地域 FA は、支援対象経費の支出を証する書類を整理して収支簿とともに、本支援事業の完了した日の属する会計年度の終了日の翌日から 7 年間保存しなくてはならない。

附則 この要項は、2015 年 12 月 17 日から施行する。

## 9 地域 FA 基盤強化支援金 金額/対象について

## 1. 9 地域 FA 基盤強化支援金の限度額

9 地域 FA 基盤強化支援金の年度ごとの限度額は、下表のとおりとする。

## ①事務総長を地域 FA が採用する場合

	9 地域 FA 基盤強化支援金限度額		
		①その内、人件費に 充当できる限度額	②その内、事務所費に 充当できる限度額
2016 年 1 月 1 日～3 月 31 日	250 万円	250 万円	62 万 5 千円
2016 年度（4 月～翌年 3 月）	1,000 万円	1,000 万円	250 万円
2017 年度（4 月～翌年 3 月）	1,000 万円	1,000 万円	250 万円
2018 年度（4 月～翌年 3 月）	1,000 万円	1,000 万円	250 万円

## ②事務総長が JFA から出向の場合

	9 地域 FA 基盤強化支援金限度額		
		①その内、人件費に 充当できる限度額	②その内、事務所費に 充当できる限度額
2016 年 1 月 1 日～3 月 31 日	125 万円	125 万円	62 万 5 千円
2016 年度（4 月～翌年 3 月）	500 万円	500 万円	250 万円
2017 年度（4 月～翌年 3 月）	500 万円	500 万円	250 万円
2018 年度（4 月～翌年 3 月）	500 万円	500 万円	250 万円

## 2. 対象となる経費

地域 FA が事務局に常勤する事務総長を採用した場合は、地域基盤強化支援金を事務総長に関わる人件費に配分・支出されなければならない。但し、事務総長に関わる人件費が限度額に満たない場合、もしくは事務総長が JFA からの出向者の場合は、限度額の範囲内において他の事務局スタッフ等の人件費に充当することができる。

また、上記表の「②その内、事務所費に充当できる限度額」内であれば事務所費にも充当することができるが、人件費と事務所費の合計が支援金限度額を超えてはならない。

以上